

令和5年第4回定例会 一般会計予算決算常任委員会
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和5年12月13日(水) 午前11時05分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第137号 令和5年度村上市一般会計補正予算(第7号)
- 4 出席委員(7名)

1番	菅井晋一君	2番	富樫雅男君
3番	鈴木好彦君	4番	稲葉久美子君
5番	木村貞雄君	6番	鈴木一之君
7番	長谷川孝君		
- 5 欠席委員(なし)
- 6 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 7 分科会委員外議員
一般会計予算決算常任委員会 委員長 大滝国吉君
一般会計予算決算常任委員会 副委員長 小杉武仁君
- 8 説明のため出席した者

副市長	忠聡君
政策監	須賀光利君
税務課長	永田満君
同課収納対策室長	東海林肇君
市民課長	小川一幸君
同課生活人権室長	前川龍也君
同課自治振興室長	佐藤克也君
同課市民年金室長	鈴木恵美君
環境課長	阿部正昭君
同課生活環境室長	本間研二君
同課生活環境室係長	小野寺みき君
同課環境政策室長	大滝誓生君
保健医療課長	押切和美君
同課参事	志田淳一君
同課健康支援室長	船山幸文君
同課健康支援室主幹	田中加代子君
同課国保室長	林洋一君
介護高齢課長	大滝きくみ君
同課高齢者支援室長	川村勇治君
同課地域包括支援センター長	五十嵐文君
同課介護保険室長	瀬賀由香君
同課介護保険室係長	石山寛子君
福祉課長	太田秀哉君
同課福祉政策室長	石田浩二君
こども課長	山田昌実君

同課子育て政策室長	高橋 朗 君
同課子育て支援室長	高橋 洋一 君
同課子育て支援室副参事	小林 毅 君
同課子育て支援室係長	百武 美奈 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	菅 井 洋 子

(午前11時05分)

分科会長（長谷川 孝君）開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第137号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第7号）についてのうち市民厚生分科会所管分について、担当課長（税務課長 永田 満君、市民課長 小川一幸君、介護高齢課長 大滝きくみ君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 山田昌実君、環境課長 阿部正昭君、保健医療課長 押切和美君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

（説明）

保健医療課長	15款1項1目、説明欄1、2については、額の確定によるものだ。
福祉 課長	続いて、説明欄3、障害者自立支援給付費負担金であるが、こちら国庫負担率2分の1となつて、障害福祉サービス費、歳出のほうの増額に伴うものである。同じく説明欄4、障害児通所サービス費負担金についても、障害児の通所支援サービス費、歳出の増額に伴うもので、国庫負担率2分の1となる。
市民 課長	15款2項1目1節総務管理費補助金である。説明欄2だが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として402万6,000円を新規計上させていただいた。これについては、戸籍に読み仮名を記載するための戸籍システムの改修の補助金である。
介護高齢課長	2目1節説明欄1、介護保険事業費補助金であるが、令和6年度介護保険制度改正によるシステム改修で、基準額の2分の1補助である。
福祉 課長	続いて、説明欄2、地域生活支援事業費等補助金51万2,000円であるが、移動支援事業、訪問入浴サービス事業の歳出の増に伴う国庫補助金で、補助率2分の1となる。続いて、障害者総合支援事業費補助金、こちら新規となるが、こちらは障害者自立支援給付費審査支払いシステムの改修、法改正によるものであるが、こちらに係る補助金で、国庫補助率2分の1となる。説明欄4、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、こちら学習支援分になるが、生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援に係る補助金、国庫補助率2分の1のうち、ひとり親分について、より有利な県補助金にシフトするものである。
こども課長	2節児童福祉費補助金、説明欄1、保育対策総合支援事業費補助金755万3,000円だ

が、送迎バスへの安全装置の設置、新型コロナウイルス感染症対策経費、保育園のICT化推進事業に係る経費に対する国庫補助金となる。補助率は、安全装置の設置分が10分の10、新型コロナウイルス感染症に関する分が2分の1、保育園のICT化推進事業のうち、登降園管理機能分が5分の3、それ以外の分が2分の1となる。

第16款 県支出金

(説明)

保健医療課長 16款1項1目、説明欄1から3については、額の確定によるものだ。
福祉課長 同じく説明欄4から5については、それぞれ歳出の増に伴うもので、国庫負担金と同じものである。負担率については、4分の1となる。続いて、16款2項2目民生費県補助金、第1節社会福祉費補助金である。説明欄1の地域生活支援事業費等補助金については、先ほど国庫であった移動支援事業、訪問入浴サービス事業の増分に係るもので、県補助率4分の1となる。続いて、説明欄2、障害者向け住宅整備費補助金であるが、こちらも歳出予算増額に伴う補助金の増であって、県の補助率2分の1となる。説明欄3、ひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業費補助金である。こちら新規であるが、先ほど国庫の補助金のほうの減額のほうでお示ししたとおり、生活困窮世帯のうちひとり親家庭の子どもに対する学習支援に係る補助金であって、県補助率4分の3となる。以上である。

第21款 諸収入

(説明)

保健医療課長 21款5項1目民生費受託事業収入だけれども、説明欄1、後期高齢者保健事業受託収入だが、こちらは後期高齢者の健康診査に係る受託収入によるものだ。

歳入

第15款 国庫支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質疑)

木村 貞雄 民生費県補助金のところの2番の障害者向け住宅整備費補助金とあるけれども、もう一つ、介護高齢課のほうの高齢者、障がい者向け住宅の補助金あるのだけれども、これおのおのの補助の違いはあるか。

福祉課長 補助の違いというところは特にない。要綱としては1本であるけれども、予算上2つに分けられているという形になって、内容的には同じだけれども、対象がちょっと変わるということになる。

第21款 諸収入

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説明)

- 市民 課長 それでは、16P、17Pを御覧ください。2款1項9目交通安全対策費、説明欄1、交通安全対策費職員人件費である。1,529万2,000円の減額だ。これは、職員の人件費の調整等に伴う減額である。続いて、11目防犯対策費、10節需用費、説明欄1、防犯対策費修繕料300万円の増額だ。これは、防犯灯の修繕費の増額で、材料費及び労務費の高騰に伴う修繕費の増額と、朝日地区で発生した落雷が原因と思われる防犯灯の故障について、LED灯6灯及び蛍光灯2灯、計8灯が故障したため、これを交換するための修繕費も含んでいる。
- 税務 課長 その下になる。2款2項1目税務総務費の税務総務費職員人件費については、人事異動及び給与改定に伴う人件費の調整によるものだ。以上だ。
- 市民 課長 3項1目戸籍住民基本台帳費、説明欄1、戸籍住民基本台帳費職員人件費である。868万2,000円の減額だ。これは、職員人件費の調整等に伴う減額である。

第3款 民生費

(説明)

- 福祉 課長 続いて、18、19Pをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1、障害福祉費一般経費160万円の増額である。こちらは軽・中等度難聴者補聴器購入費助成費160万円であるが、申請件数が増加したため、今回増額補正をお願いするものである。続いて、説明欄2、地域生活支援経費444万円であるが、移動支援事業委託料、こちら利用者及び利用時間が増加したものである。次の訪問入浴サービス事業委託料であるが、こちらも利用者及び利用日数の増加に伴うものである。3つ目になるが、障害者向け住宅整備費補助金であるが、申請件数の増に伴うものである。続いて、説明欄3、障害者自立支援経費1億8,122万4,000円であるが、最初に令和6年度障害者自立支援給付費審査支払いシステム改修、法改正対応のためのシステム改修であるが、こちら803万円となる。続いて、障害福祉サービス費8,052万9,000円だが、こちらは新規事業所、就労継続支援B型と生活介護事業所、こちらが新規に増加したものと利用件数の増加に伴うものである。障害児通所支援サービス費9,266万5,000円については、放課後等デイサービス並びに児童発達支援事業所利用者の増に伴うものである。
- 保健医療課長 説明欄4、国民健康保険特別会計繰出金27万6,000円を減額するものは額の確定によるものだ。
- 福祉 課長 説明欄5、社会福祉総務費職員人件費であるが、こちらは人事異動等に伴う調整によるものである。
- 介護高齢課長 2目社会福祉施設費、説明欄1、ゆり花会館運営経費、指定管理料の追加であるが、エネルギー価格高騰分である。
- 保健医療課長 3目老人福祉費、説明欄1、後期高齢者医療特別会計繰出金49万7,000円の減額は、額の確定によるものだ。
- 介護高齢課長 説明欄2、介護保険特別会計繰出金であるが、職員人件費や事務費の調整等に伴う減額である。説明欄3、老人福祉職員人件費であるが、職員人件費の調整による減額だ。4目老人福祉施設費、説明欄1、老人福祉センターあかまつ荘経費、指定管理料であるが、エネルギー価格高騰分の増額である。説明欄2、老人介護施設経費、

指定管理料であるが、こちらもエネルギー価格高騰分で、市が指定管理するサービスセンター7施設分である。

- 市民 課長 5目国民年金事務費、説明欄1、国民年金事務費職員人件費である。こちらのほう60万4,000円の増額だ。これは、職員人件費の調整等に伴う増額である。
- こども課長 3款2項1目児童福祉総務費、説明欄1、児童福祉費一般経費だ。223万2,000円だが、令和4年度子ども・子育て支援交付金及び社会福祉施設等災害復旧費補助金の精算によるものだ。説明欄2、児童福祉総務費職員人件費、それから次のページをはぐっていただいて、説明欄3、ことばとこころの相談室職員人件費については、人事異動等による人件費である。同じく3款2項3目児童措置費、説明欄1、保育園運営費1,334万8,000円だが、来年度、令和6年度から運用開始予定の保育業務支援システムを導入するための環境整備の費用として計上いたした。内訳といたしては、Wi-Fiの利用料、これが12万4,000円、Wi-Fiの設置工事費といたして工事請負費が315万6,000円、タブレット等の機器購入費が1,006万8,000円となる。説明欄2、子育てのための施設等利用給付事業経費については、令和2年度子育てのための施設等利用給付交付金及び令和4年度の子育てのための施設等利用給付交付金の実績報告による精算である。説明欄3、児童措置費職員人件費及び説明欄4の保育園職員人件費については、人事異動等に伴う人件費である。
- 福祉 課長 3款3項1目生活保護総務費、説明欄1、生活保護総務費職員人件費については、人事異動等に伴う調整で、340万1,000円の減額となる。

第4款 衛生費 (説明)

- 保健医療課長 4款1項1目保健衛生総務費、説明欄3、保健衛生総務費職員人件費は、職員の異動に伴う調整によるもので、増額する。2目予防費だ。説明欄1、生活習慣病予防対策経費312万6,000円だけれども、こちらは後期高齢者の健診受診者増による委託料、手数料の増額によるものだ。説明欄2、母子保健経費、こちらは52万7,000円は額の確定による返還金になる。説明欄3、予防費職員人件費だけれども、こちらは人事異動に伴う調整による。
- 環境 課長 3目環境衛生費の説明欄1、環境衛生費職員人件費は、人事異動等に伴う職員の給料及び手当等の調整によるものだ。4目火葬場運営費、26、27Pを御覧ください。12節委託料の説明欄1、火葬場運営経費については、原油価格や電気料金の高騰により、指定管理施設の管理運営に支障を来す状況なので、指定管理施設におけるエネルギー価格高騰対策といたして、令和3年度の実績額と令和5年度の実績見込額を比較した額をエネルギー価格高騰による影響額とし、指定管理料を補正予算に計上している。火葬場3施設の合計で電気料金分が15万6,000円、灯油代分が104万7,000円となっている。
- 保健医療課長 7目診療所費だ。説明欄1、急患診療所経費79万3,000円の増額だが、急患診療所が休日発熱者対応することに伴って、受診者増加している。そこで、スタッフを増員するためのものだ。
- 環境 課長 続いて、2項清掃費、1目清掃総務費の説明欄1、清掃総務費職員人件費は、人事異動等に伴う職員の給料及び手当等の調整によるものだ。3目し尿処理費、12節委託料の説明欄1、し尿処理施設管理運営経費についても、指定管理施設におけるエネルギー価格高騰対策により、し尿処理場の指定管理料を補正予算に計上している。

こちらについては、全額電気料金のものである。

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(説明)

介護高齢課長 債務負担行為だ。村上市老人福祉センター指定管理料だ。期間は、令和5年度から令和10年度までとなっている。限度額については、指定管理者との協定に基づくものである。上海府デイサービスセンター指定管理料についても、期間は令和5年度から令和10年度までとなっている。以上だ。

こども課長 保育士派遣手数料についてだが、保育士の確保については、派遣保育士も含めて確保に努めているところである。来年度、4月1日からの派遣保育士の受入れ手続をスムーズに進めるために債務負担行為を行うものである。あらかじめ保育園の指定管理料だが、指定管理期間を新たに令和6年度から令和10年度までの5年間とすることに伴う債務負担行為となる。以上だ。

歳出

第2款 総務費

(質疑)

菅井 晋一 さっき歳入で聞けばよかったのだろうけれども、戸籍の社会保障・税番号制度システム整備費補助金が400万円ほどあった。歳出はないのだね。歳出は、既決予算でできるという、そういうことだろうか。

市民 課長 歳出については、総務課情報対策室のほうで管理をしていて、そちらのほうに既に当初から上がっているということで、今回は上げていない。

第3款 民生費

(質疑)

富樫 雅男 ちょっと教えてください。先ほど3款の障害福祉サービス費、19P、障害児通所支援サービス費、これかなり多いのだけれども、もう少しどのように変わるのか教えていただければありがたい。

福祉 課長 こちらのほう、障害福祉サービス費については、障がい者ということで、大人の方になる。近年の傾向として、精神障がい等を持たれる方が非常に増えていて、それに伴って就労継続支援B型の事業所、開設するとやはりそちらのほうにどんどん通われる方が増えてくるという状況にある。それと、生活介護事業所についても、ホームヘルパー等の派遣について、精神障がい等を持たれている方についても対象となる方がいるので、こういった方が増えているということで、前期分の伸び率を見た上での今回増額部分の積算という形を取っている。

富樫 雅男 次の障害児通所支援サービスについても教えてください。

福祉 課長 こちらも伸び率というか、伸びの傾向については同じような形になるのだが、放課後等デイサービスについて、こちらは利用者の偏り等ができないようにはしているのだけれども、やはり施設の許容人員数が例えば20名いるとする。20名の方、固定ではない。1人について、例えば週2回の利用まで、週3回までの利用といったときに空いている日については、別な方が入ってくる。そういったのでどんどん増加傾向にある。あと、児童発達支援事業所、こちらについては、この時期になると学校のほうでの就学判定、こちらのほうがある。判定が出た段階で親御さんが心配さ

れて、いち早く未就学の児童についても、児童発達支援事業所のほうにご相談して、利用が増えていくという形になるので、ちょっと年度末、こちらのほうは利用者数が増えていくということになる。

富樫 雅男 障がい児の放課後通所サービス、こちら辺、例えば具体名挙げてあれだけれども、荒川のほう、近くにカナリヤだとか、そういうのがあるのだけれども、そういう施設が増えたわけではないということだね。

福祉 課長 福祉政策室長に詳細を説明させていただく。

福祉政策室長 令和5年度は、児童発達支援のほうが増えているけれども、令和4年度に放課後等デイサービスが2件増えている。全部で放課後等デイサービスは9か所ある。以上だ。

鈴木 一之 19Pであって、障害福祉費一般経費、軽・中等度難聴者の補助金、補聴器の購入であるが、先ほど課長のほうから申請件数が増えているということであったが、その背景というか、その辺りも含めてお聞かせください。

福祉 課長 こちらのほうについては、障害等級に認定されていない方についての補聴器の補助ということになるのだけれども、やはり傾向としては高齢者の方が非常に増えていると。高齢者の方の効果というのは、やはり認知症予防、もしくは認知症の度合いが進まないためということで件数が増えているという形になっている。

鈴木 一之 確かに閉じ籠もりとか鬱とか、そういう要因の1つにやっぱり、耳が聞こえなくなってくるとか、そういうところもあると聞いているので、その辺も含めてこれから申請の内容等々も検討していただきながら、適宜補助のほうをよろしくお願ひしたいと思う。

鈴木 好彦 23P、ちょっと見ていただけるだろうか。そこの3目の説明欄1の保育園運営経費でWi-Fiの設置だとか、タブレットの購入だとかということで説明いただいたのだけれども、それでもちょっと全体が見えないのだが、これは当初事業の追加なのだろうか。それとも、新たに配付、工事されるということなのだろうか。事業の全容をちょっと説明いただけるだろうか。

こども課長 この保育園のICT機械を入れるという事業については、村上市地域DXの実行計画で来年度、令和6年度以降にシステムの選定、導入という計画になっている。したがって、システムの運用については、来年度から行うということであるが、今年度については、そのためのWi-Fiの設置工事、それからタブレットの機器購入、こちらのほうを今年度中に完了させたいということである。今年度については、タブレット購入等に関して、登降園システムに係る経費分が、補助率がかさ上げされている。2分の1から5分の3ということで、これは今年度限りの措置であるので、今年度中に機器をそろえて、来年度から運用を開始したいというような予定である。

鈴木 好彦 小・中学校でのタブレット使用というのは実際見ているので、イメージできるのだけれども、保育園でのタブレット使用のイメージというのか、私イメージできていないのだけれども、どういう形で運用されるのかちょっとご説明いただけるだろうか。

こども課長 タブレットについては、保育士が扱うことになる。このタブレットを使って、登降園、保護者が子どもを送ってきた場合、今想定しているのはスマホにアプリを入れて、ぴっとするようなイメージだけれども、そういったところでタブレットを使う、あるいは保育士の方が連絡帳を、こういったところを今まで帳面に手書きしていた部分をタブレットを使って打ち込みをする。それから、それに係る帳票作成、管理、

あるいは発育健康記録、体重とか身長とか、あるいは乳幼児であれば排便とか検温、食事の状況、こういったところを保育士がタブレットに入力する。これらをまとめて、保護者のほうにアプリを通じてスマホで連絡するようなものを想定している。

鈴木 好彦 今回の説明を聞くと、私は当初園児に対する何かのアプローチもあるのかなと思ったのだけれども、あくまでも保育園業務のツールとしてやる、もっと効率化を期すための道具というふうな理解でよろしいのだろうか。

こども課長 そのとおりである。

第4款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否態度の発言を求めたところ賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第137号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

(午前11時38分)